

イギリスの教育課程行政と教科書に関する研究

－歴史科を主たる素材として－

大 津 尚 志

The Educational Administration on Curriculum and Textbooks in England and Wales

Takashi OTSU

In England and Wales there was no framework of curriculum for primary and secondary education for a long time. However, after Education Reform Act was enacted in 1988, it was decided to establish "National Curriculum". And it has been revised twice since then. In the National Curriculum, "programmes of study", "attainment target", and so on, are established in every key stage of each subject. Publishers produce textbooks used in classrooms which refer to the National Curriculum. However I have drawn the conclusion that the link is not strong.

In this paper, findings are organized and presented under following titles;

I The Educational Administration on Curriculum in England and Wales

II The Textbook System and History Textbooks in England and Wales

III Conclusion

(Annex) Japanese Translation of the National Curriculum(2000): History Key Stage 3

目 次

- I. イギリスの教育課程行政
- II. イギリスの教科書制度と歴史教科書
- III. むすびにかえて
(資料) 2000年版ナショナル・カリキュラム
歴史科 key stage 3

I. イギリスの教育課程行政

イギリス（本稿が対象とするのは、正確には、England and Walesであるが、便宜上「イギリス」と呼ぶ。）では、長年にわたり、統一された教育課程基準は存在しなかった。ところが、周知のとおり、サッチャー政権下において、1988年教育改革法¹⁾が成立した後に、ナショナル・カリキュラムと呼ばれるものが作成されるようになった²⁾。

現在のナショナル・カリキュラム作成過程は1996年教育法（とくに368条）が規定している。QCA（Quality and Curriculum Authority、1997年教育法で規定）が、地方教育当局、理事会の代表機関、教員団体などに提案を行う。ナショナル・カリキュラムの原案の発表の後、原案が送付（そのために冊子³⁾ がつくられる。）される。

それに対して教師などは意見を述べるができる。その応答のために必要な用紙も作成される。最近の改訂では、応答は教師、学会、組合などから3180件あった⁴⁾。その後、QCAが教育雇用大臣に意見を提出する。さらにその後、QCAの意見をうけて、教育雇用大臣がさらに原案をつくり、その後にorder or regulationsを発することとなる⁵⁾。こうしてつくられたナショナル・カリキュラム（の一部）には法的拘束力がある、とされる。なお、原案と本体を比較すると、かなりの変更が加えられていることがわかる。

現在、3つの中核教科（英語、数学、科学）、8の基礎教科（技術、情報、歴史、地理、外国語、美術、音楽、体育、それに2002年以降は、公民科が加わり9教科となる）が定められている。義務教育年齢を、4段階（key stage、5-7歳、7-11歳、11-14歳、14-16歳）にわけて、各段階ごとに、さらに各教科ごとに学習プログラム（programmes of study）がつくられていて、学習内容の大綱が定められている。そしてまた各教科ごとに到達目標（attainment target）が規定されている。公民科をのぞく教科で、8レベルの到達目標が定められている。なお、key stageによって生徒全員に同じ到達度を要求しているわけではない。例えば、key stage 3では、大多数の生徒（great majority of pupils）が達している

と期待されるlevelの幅として3-7、大半の生徒 (majority of pupils) がkey stageの終わりに到達が期待されるlevelとしては5-6とされている。また、特別な教育上の必要のある (special educational needs) 子どもや、現在家庭環境のために情動的問題を持つ子どもには特別な配慮がされる必要があってもよい⁶⁾とされている。なお、到達目標は教師による生徒の成績評価の基準としても使われる⁷⁾。

中核教科に関しては、各key stage修了後に、ナショナル・テストが行われる⁸⁾。その結果はリーグテーブルとして公表される⁹⁾。今、イギリスは、学校選択¹⁰⁾が自由化されているが、リーグテーブルの結果が親にとって学校選択の一基準ともなる。成績の良い小学校に通学することが選択できる学区の地価が高騰している、という事例もある¹¹⁾。中核教科も基礎教科もkey stage 4修了後はGCSE (General Certificate of Secondary Education)¹²⁾等の資格試験との結びつきがある。

教育内容は、学年ごとの区分で規定されているのではない。また、科目ごとの週当たりの配当時間数の定めはない。

それゆえ、授業時間数など、カリキュラム計画 (curriculum planning) は各学校によって行われることとなる¹³⁾。学校理事会¹⁴⁾および校長が権限を持つ。学校理事会内にはカリキュラム分科委員会が作られることもある¹⁵⁾。ある論者によると、学校理事会の責任としては、「カリキュラムにかかわる方針を校長と相談して決める。」「理事にある特定のカリキュラムの領域について関心を持つように助長する。」「カリキュラムが実施されることを確保する」「特別な教育上の必要のある子どもの方針を立てる。」ことであり、校長のそれとしては、「法的要求をふくめたカリキュラム計画を立てる。」「詳細なカリキュラムの実施を確保する。」「特別な教育上の必要のある子どもの方針を実施し、その慣行の実施を監督する。」とある¹⁶⁾。すなわち、週当たり授業時間数などは学校ごとに決められることとなる。イギリスでは、トピック学習の時間¹⁷⁾ (例えば「水」というトピックについて多科目にわたる領域からアプローチして学習する、などというように。) がかつてから存在していた。が、これはナショナル・カリキュラムの導入後も残っている。授業時間数が決められていないゆえに、各学校で実施が可能なのである。

ナショナル・カリキュラムで規定されない教科、教育内容もある。これらはナショナル・テストの対象とならない。宗教教育、性教育、キャリア教育 (careers education) である¹⁸⁾。宗教教育の内容に関しては地方教育当局がアグリッド・シラバスを作成する¹⁹⁾。ただし宗教

教育に参加するかどうかは親が決める。性教育に関しては中等教育では必修とされ、初等教育では学校理事会において実施するか否かが決定される。性教育にはAIDS、HIV、他の性的伝染病について触れるものとされる。親が子どもを性教育の全部または一部から退席させることができる。

また、「ナショナル・カリキュラムを横断して学ぶこと」も規定されている。子どもの「精神的、道徳的、社会的、文化的発達」などは多教科を通じて (例えば、歴史の時間に「生徒に過去にいかにか異なった社会が生まれ、異なった政治構造について考慮させることを通して社会的発達を促進する。」²⁰⁾というように) 行われることとされる。ナショナル・カリキュラムを通して身につける技術として「基礎技術」として「コミュニケーション」「情報技術」「問題解決」などが、また「考える技術」として「情報を作る技術」「理由付けの技術」などが挙げられている²¹⁾。

なお、ナショナル・カリキュラムは独立学校 (independent school) には適用されない。

現在までのところナショナル・カリキュラムは初めて作成されて以来、二度の改訂が行われている。

歴史科の場合、これまで1991年²²⁾、1995年²³⁾、2000年²⁴⁾に導入されている。二回の改訂ともに、内容の削減、より柔軟なカリキュラムに、ということが主張された。最近の改訂も教師の専門性の行使の余地を広めること²⁵⁾が言われた。なお、政権交代の露骨な影響はないようである。

歴史科のkey stage 3 (11歳から14歳) のナショナル・カリキュラムを見てみる。学習プログラムの単元の項目数は、91年度版では4の中核単元と14の選択単元 (うち3つを選ぶ) となっている。95年版では6の単元、2000年版では6の単元のみである。各項目ごとに、取り上げるべきテーマの「例」が列挙されてはいる。教育内容のほうはむしろ概括的に単元が作られているだけで「例」のすべてを取り上げなければいけないわけではない。法的拘束力が及ぶ範囲は狭いのである。

むしろ到達目標 (attainment target) のほうに重点がおかれているとさえ言える。それは、近年イギリスの学力問題、教育水準向上問題²⁶⁾に呼応している。

General Teaching Requirementsという項目もつくられている。そこでは、「適切な学習目標を設定する。」「生徒のさまざまな学習の必要に対応する。」など個々の生徒への対応が述べられている。「特別な教育上の必要のある生徒」すなわち、生徒によってさまざまな能力、環境が異なることに対応することが述べられている。イギリスにおいて個々の生徒に比較的細やかに対応して、

イギリスの授業が行われている²⁷⁾ことに呼応しているとも思われる。

II. イギリスの教科書制度と歴史教科書²⁸⁾

現在イギリスではこのように教育課程基準が作られるようになった。にもかかわらず教科書検定制度は存在しない。そもそも教科書に当たる語が法令に登場しない。まして、教科書使用義務の規定は全く存在しない。そもそもイギリスで授業中に「主たる教材」として使用される本はcore book, topic bookなどとも呼ばれており、かならずしも我が国のように教科書と教科書でないものが明確に区別できるわけではない。

採択は、実際には各学校の校長が教員と協議のうえに決定している²⁹⁾。

ナショナル・カリキュラムの教科書への影響は実際どの程度のものであるのかを以下に検討する³⁰⁾。イギリスの歴史教科書は学習プログラムの項目に対応して分冊がつくられていることもある。ナショナル・カリキュラムがきわめて大まかな枠として機能している、とはいえるかもしれない。しかしそれも全く一致してはいるわけではない。ナショナル・カリキュラムが改訂されても出版社によってはそれにあわせて教科書を改訂しないこともある。また、改訂の時期とは別に教科書が発行されることもある。

イギリスのkey stage 3における学習プログラム「イギリス1750-1900」用に作成されている大手出版社の歴史教科書³¹⁾の目次を見ると、以下の通りである。

(1) Oxford University Press社³²⁾

1 農業1750-1870 2 十八世紀における貿易と帝国 3 産業革命-鉄、蒸気、石炭 4 産業革命-織物 5 運河と道路 6 鉄道と船舶 7 イギリスとフランスの革命 8 議会の改革 9 分相応に暮らす 10 自由貿易 11 自由貿易 12 イギリスの繁栄の終わり 13 労働者階級の運動 14 アイルランド 15 十九世紀における大英帝国 16 教育 17 芸術と余暇 18 宗教

(2) Heinemann社³³⁾

第1部 序章 1 1750年のイギリス
第2部 経済の変化 1 人口 / 2 農業革命 / 3 農業の停滞 / 4 動力 / 5 織物 / 6 鉄と鉄鋼 / 7 石炭 / 8 企業家 Josiah Wedgwood / 9 産業のピーク? / 10 輸送-道路 / 11 輸送-運河 / 12 輸送-鉄道 / 13 輸送-イギリスは追

い越された / 14 技術者 I.K. Brunel / 15 関係-産業革命 / 16 都市での生活と仕事: 深い学習

第3部 貿易と帝国 1 貿易 2 帝国 3 移住 4 アイルランド 5 関係-産業化、変化と帝国 6 奴隷貿易: 深い学習

第4部 イギリスと外国の政治 1 イギリスと外国の政治 2 人々にむけられた権力 (1) 3 人々にむけられた権力 (2) 4 人々にむけられた権力 (3) 5 GladstoneとDisraeli 6 教育 7 関係-政治と産業革命 8 チャーチスト運動: 深い学習

第5部 結論 1 1900年のイギリス-1750年からはそれほど離れている 2 1900年のイギリス-今日にそれほど近い

(3) Stanley Thornes社³⁴⁾

1 変化 2 連合王国 / 政府 / 権力 / 連合国内の分裂 / (深い学習) 王室の家族のイメージと役割 3 海上貿易の帝国? / 貿易保護 / 大英帝国 / Captain Cookの旅 / (深い学習) 何がイギリスをインド支配へと向かわせたか? 4 イギリスの支配 / アメリカの植民地を失ったことは問題か? / フランスとの戦争 / (深い学習) Nelsonの海軍とWellingtonの陸軍 5 何がイギリスを「世界の工場」にしたか? / 農業 / 鉄 / 工場 / 馬から蒸気へ / 石炭 / 道路 / 運河 / 鉄道 / 蒸気船 / 情報伝達 (深い学習) ArkwrightとBrunel 6 産業革命の社会への影響 / 人口 / 都市 / 社会階級 / 労働条件 / 公衆衛生 / 貧民収容施設 / 犯罪と刑罰 / 余暇 / (深い学習) 私たちの周りの歴史 7 抗議と改革 / 宗教 / 奴隷制の廃止 / Peterloo / Ned LuddとCaptain Swing / 労働組合 / 慈善、協力と自助 / チャーチスト運動 / アヘン戦争 / クリミア戦争とインド反乱 / アイルランドでの戦い / 政党 / (深い学習) GladstoneとDisraeli / 8 帝国! / 仕事場から帝国へ / (深い学習) アフリカへ急ぐ 9 良くなったのか悪くなったのか? / 労働者階級の家庭の中 / 貧困の自覚 / (深い学習) 婦人 10 時代の終わり? / ボーア戦争 1899-1902

(4) Longman社³⁵⁾

貨幣を造る 1 すべて変化した どうして1750年から1900年の間にこれほど多くの人々が移動したのか? / 2 白人の富と黒人の悲惨 奴隷貿易の恐怖の背後に何がこったか / 3 貨幣、工場と機械 なぜQuarry Bank Millはそれほど成功したのか? / 4 疲労でやつれた指 児童労働条件が実際にどうであるかが分かるのがなぜそれほど困難だったのか / 5 全くの不潔な場所 なぜ都市はそれほど不衛生なのか / 6 貧困者の宮殿 人々はなぜ新救貧法に同意しなかったのか?

主人を作る 7 暴動と改革 1815年と1832年のあいだで、いつイギリスは革命に最も近かったのか／8 チャーチストの挑戦 異なった人々がどうチャーチスト運動について考えていたのか？／9 「無頓着な」 Disraeliは失敗したのか？／10 下水の政策 なぜ政治家は1875年に公衆衛生法を通過させたのか

精神を作る 11 イングランドで最も危険な男 Charles Darwinの何が、人々の信念にそのような脅威を与えたか？／12 帝国の経験 統治者と被統治者の態度はいかに違うか？／13 東洋が西洋に会う いかに文化の衝突がイギリスの中国との戦争へと導いたか？／14 自由な国の市民と女性 Josephine Butlerは誰のために戦ったのか？／15 ヴィクトリアの誇り 都市の建物はヴィクトリア時代の精神について何を我々に語るができるか？

教科書目次から見てもわかる通り、イギリスの教科書内容に関しては多様なものが作られているといえ、ナショナル・カリキュラムからの教科書への影響力は我が国などと比較しても弱いといえよう。

こういった事実の背景として、イギリスでは、教科書は教具の一種にすぎない、教科書の重要性は低い。他の教具と組み合わせて学習する、という実態が存在すること³⁶⁾が考えられる。またイギリスにおいて生徒の学力評価が、ナショナル・カリキュラムの到達目標を見るところからいえるように、「知識そのものではなく、その知識に基づいて児童自身がどのように歴史を描き出すかと言う『思考』『表現』能力にある」³⁷⁾、暗記中心でなくスキル重視となっている³⁸⁾、思考力重視となっている³⁹⁾、という点もあげられよう。

ちなみに、イギリスの歴史教科書は、ナショナル・カリキュラムの到達目標を反映してか、学習のための"source"としてつくられていて、文書または写真などを提示して、"think", "investigations"などという形式をとったりしている。

III. むすびにかえて

イギリスの教育過程基準作成過程は、教師、市民の参加の経路が保障されているものとして評価できよう。日本においても、例えば学習指導要領の「改訂のプロセスにどのように国民的な議論を組み込むか、大いに考慮の余地があるといえよう。」⁴⁰⁾という意見があるが、イギリスのやり方がひとつの参考となるであろう。

ナショナル・カリキュラムの導入により、イギリスのカリキュラムをめぐる状況が日本に「近年大分近づいてきた面がある」⁴¹⁾という評価が下されてもいる。確かに

その方向に向かっている、ということは事実である。が、述べてきたように教育課程、教科書記述内容に関する限り、日本よりも依然としてはるかに統一性は弱い、学校あるいは教師の自由に任せられている領域が広い、という点があるといえよう。むしろ、生徒に確実に学力をつけることを保障するための評価基準として機能しているという面が強いといえよう。

ところで、イギリスの歴史科の評価基準は日本と異なるところがある。「情報源を特定し評価する。」「出来事や変化の理由付け、結果を吟味し、説明する。」「なぜ異なった歴史的解釈が生み出されてきたかを説明する。」など、生徒がいかにスキルを身に付けているか、説明することができるだけの理解をしているか、などという評価基準である。それに基づいて教科書が作成されてもいる。日本では、現在教育課程審議会の答申でも、「多くの知識を教え込むことになりがちであった教育の基調を転換し、…自ら学ぶ意欲と主体的に学ぶ力を身に付け、論理的に考え判断する力、自分の考えや思いを的確に表現する力、問題を発見し解決する能力を育成し…」⁴²⁾とされている。その点に関してイギリスの実態は示唆的であろう。

なお、本稿が取り上げることのできたものは、イギリスの教育課程行政、教科書の一面にすぎず、今回とりあげることのできなかつた段階、教科⁴³⁾などについては今後の検討課題としたい。

(資料) ナショナル・カリキュラム (2000年版) 歴史科、Key Stage 3⁴⁴⁾

学習プログラム：歴史 Key stage 3 (The programmes of study for history: key stage 3)

知識、技術と理解

年表の理解

1 生徒は、時点、歴史の時期と時間の経過に関わる語彙や約束事を認識し、適切に使えることを教えられるべきである。

過去の出来事、人々、変化の知識と理解

2 生徒は以下のことを教えられるべきである。

- a 学習した時期や社会の特徴を記述し分析すること。それは、過去における男、女、子どもの思考、信念、態度の経験と幅を含む。
- b イギリスと他の世界の双方について、学習した社会の、社会的、文化的、宗教的、民族的多様性について
- c 学習した時代の歴史的な出来事、状況、変化の理由、結果を分析し説明すること

- d 異なった時代のなかで、またそれを通しての動向と、地方、イギリス、ヨーロッパ、世界の歴史との結びつきに気づくこと
- e 学習した主な出来事、人々、変化の意義を考えること

歴史の解釈

- 3 生徒は以下のことを教えらるべきである。
 - a 歴史的な出来事、人々、状況、変化がいかん、なぜ、さまざまに解釈されるのか
 - b 解釈を評価すること

歴史の探求

- 4 生徒は以下のことを教えらるべきである。
 - a 適切な情報源の領域を知り、選択し、使用すること。それにはこの歴史の探求のための基礎となる、口頭の説明、文書、印刷された情報、メディア、文化遺物、絵画、写真、音楽、博物館、建造物、遺跡、ICTの情報源を含む
 - b 使用した情報源を評価し、探求にとって適切な情報を選び記録紙、結論に到達すること

組織と情報伝達

- 5 生徒は以下のことを教えらるべきである。
 - a 歴史的情報を想起し、優先順位をつけ、選ぶこと
 - b 歴史的情報を組織化するために、年代の約束事と学習した時代に適切な歴史の語彙を正しく選び、使用すること
 - c さまざまな技術（話される言葉、構造化された話、具体化された説明、ICTの使用を含む）を使って、歴史的知識、理解の情報を伝達すること

学習の幅

- 6 このkey stageの間、生徒は3つのイギリスとヨーロッパ史の学習、2つの世界史の学習を通して知識、技術、理解を教えらるべきである。
- 7 地方、イギリス、ヨーロッパ、世界の学習のなかで、生徒は以下のことについて教えらるべきである。
 - a 現在、過去からみて意義のある出来事、人々、変化
 - b 政治的、宗教的、社会的、文化的、美学的、経済的、技術的、科学的にさまざまな視点からの歴史
 - c 適切な場合、イングランド、アイルランド、スコットランド、ウェールズの歴史の局面
 - d ヨーロッパ、世界の文脈におけるイギリスの歴史
 - e 概観の中のある局面と、他の深い面

イギリス 1066-1500

- 8 イギリスの中世の主な特徴の学習：王政の発展、重要な出来事、ブリテン諸島の（もし適切な場合地方の）人々の生活の特徴。

イギリス 1500-1750

- 9 国王、議会、人々の学習：ブリテン諸島の（もし適切な場合地方の）人々に影響を与える主な政治的、宗教的、社会的変革。

イギリス 1750-1900

- 10 イギリス（地方を含む）に影響を与えた貿易、植民地化、産業化、政治的変化がいかに拡大したかを学習。

1914年以前のヨーロッパの学習

- 11 ヨーロッパの重要な時期あるいは歴史上の、前歴史上の出来事の学習

1900年以前の世界の学習

- 12 過去のアフリカ、アメリカ、アジア、オーストラリアの社会の文化、信念、偉業の学習（key stage 2で学習した学習内容とはべつなもの）

1900年以降の世界の学習

- 13 20世紀を通しての重要な個人、出来事、発展のいくつかの学習。それには第二次世界大戦、ホロコースト、冷戦とそれらのイギリス、ヨーロッパ、世界への影響を含む。

イギリス1750-1900のための例（筆者註、他の項目の例は割愛した。）

貿易と植民地化の例：アメリカ独立革命、Napoleon戦争とNelsonとWellingtonの役割、帝国の発展とインド、東南アジア、アフリカの植民支配、アヘン戦争

産業化：地方での産業化、農業と田舎の生活の変化、労働生活条件の改善の立法の発展、Edward Jenner, Humphry Davy, James Watt, Michael Faraday, Mary Somerville, Charles Darwinのような科学者、発明家の役割、William Hogarth, J M W Turner, Jane Austen, Charles Dickens, George Eliot, Gustav Holst, Henry Wood, William Gilbert, Arthur Sullivanの仕事のような文化的発展に対する産業化の影響

政治的変革：奴隷制の廃止、大英帝国における奴隷貿易とWilliam WilberforceとOlaudah Equianoのような改革者の仕事、チャーチスト運動、選挙権の拡大、政党の発達、アイルランドとブリテンの関係、Victoria女王、Robert Peel, William Gladstone, Benjamin Disraeliのような政治的リーダーの役割、John HowardやElizabeth Garretのような改革者の役割

歴史の到達目標（The attainment target for history） level 3

生徒は、過去がさまざまな時期に分けられることへの理解や、時期のあいだにいくつかの共通点や相違点があることに気づくことや、データや用語を使うことによって年表の理解を発達させることを示す。生徒はいくつかの、学習した主な出来事、人々、変化の知識と理解を示す。

主な出来事と変化の理由付けや結果を少し与えはじめる。過去が再現されるいくつかの異なったやりかたを認識する。過去に附いての質問に答えるために、単純な観察をおこなうように情報源を使用する。

level 4

生徒はイギリスと他の世界の歴史の側面についての事実の知識と理解を示す。生徒はこの知識を、過去の社会や時期の特徴を叙述し、異なった時期の中で、そしてこれらを通して生じる変化を認識するために使用する。生徒はいくつかの主な出来事、人々、変化を叙述する。生徒は主な出来事、変化のいくつかの理由付けと結果を与える。生徒は過去の一面をさまざまなやりかたで再現し、解釈することの理解を示す。異なった源から情報を選別し複合しはじめる。適切なデータと用語を使って、構造化された仕事を作り出しはじめるようになる。

level 5

生徒はより深いイギリスと他の世界の歴史の側面についてのますます深い事実の知識と理解を示す。生徒はこれを過去の社会と時期の特徴を叙述し、それらに関連付け始めるようになる。出来事、人々、変化を叙述する。生徒は叙述して、出来事と変化の関連づけをして、それらに理由や結論をつける。いくつかの出来事、人々、変化が異なった方法で解釈されてきたことを知り、そのありうる理由付けを提唱する。知識と理解を使用して、生徒は情報源を評価し、特定の仕事のために使えるものを見分けようとし始めつつある。データや用語を適切に使いながら、構造化された仕事をするために情報を選び組織する。

level 6

生徒は過去の社会と時期を叙述し、異なった時期内、時期間の特徴に関連付けさせるために、イギリスと他の世界の歴史の側面についての理解と事実の知識を使用する。生徒は出来事と変化の理由付け、結果を吟味し、説明する。生徒は出来事、人々、変化の異なった歴史的解釈がなぜ存在するのかを叙述し、分析しはじめる。知識と理解を使用して、結論に到達し結論を補強するために、情報源を特定し評価して、批判的に使用する。データや用語を適切に使いながら構造化された仕事をするために適切な情報を選び組織して配置する。

level 7

生徒はイギリスと他の世界の歴史の側面について理解と事実の知識を関連付ける。生徒はこの関連を特定の時期あるいは社会の特徴の関係を分析し、出来事と変化の理由付け、結果を分析する。生徒はどうやってなぜ異なった歴史的解釈が生み出されてきたかを説明する。生徒は情報源を批判的に特定し評価し使用するために知識と理

解を使用して、一連の調査においてある種の自主性を示す。生徒は時には自主的に確証のある結論に到達する。生徒は適切なデータと用語を使いながら、よく構造化された話、叙述、説明をするために適切な情報を選び組織して使用する。

註

- 1) 1988年教育改革法の条文の一部は、『新教育学大事典』第7巻、90年、p.652に訳出されている。(小口功訳)
- 2) 1988年教育改革法とナショナル・カリキュラムについて、及びそれが導入されるに至るまでの歴史的背景については邦語文献では直接挙げたもの以外に、谷口琢男「イギリスの『ナショナル・カリキュラム』政策と教育の自立性の模索」(『茨城大学教育学部紀要(教育科学)』第38号、89年、p.227)、渡部翁『イギリスの教育改革』(第一法規、90年)、小口功「多民族社会イギリスにおける1988年教育改革法の意義」(『早稲田教育評論』第4巻第1号、90年、p.225)、木村浩「全国共通カリキュラムの設定と教育水準の向上」(『比較教育学研究』第16号、90年、p.144.)、田中耕二郎「教育内容行政」(高木英明編『比較教育行政試論』行路社、90年、p.53)、浦野東洋一「英国のナショナル・カリキュラムと日本の教育」(『教育』第521号、90年、p.99)、『イギリス中等教育カリキュラム改革研究参考文献資料集(Ⅱ)』科研費報告書、92年、モリス・ジェンキンス「ナショナル・カリキュラムの歴史的背景とその思想構造(その1)」(『早稲田教育評論』第6巻第1号、92年、p.89)、同「ナショナル・カリキュラムの成立過程」(『教育学研究』第60巻第1号、93年、p.82.)、リチャード・ウィルコックス(大田直子訳)「イギリス教育改革法の成立とその後」(森田他編『教育学年報2 学校=規範と文化』93年、p.405)、奥田泰弘「イギリスにおける教育改革の動向」(『教育学論集』第35集、93年、p.1)、アップル、ウィッティ、長尾彰夫『カリキュラム・ポリティックス』東信堂、94年、木村浩・沖清豪・川野辺創・新井浅浩「イギリス」(『学習材』としての教科書の機能に関する基礎的研究)科研費報告書、95年、p.147.)、宇野毅「イギリス教育制度改革に関する一考察」(『東京家政学院大学紀要』第35号、95年、p.277)、柴田義松「英国ナショナル・カリキュラムの改革」(民主教育研究所編『世界の教育課程改革』民主教育研究所、96年、p.44)、同「英国ナショナル・カリキュラムの改革について」(『成蹊大学文学部紀要』第31号、96年、p.259)、デニス・ロートン(勝野正章訳)『教育課程改革と教師の専門職制』学文社、98年、Mary James「イングランド及びウェールズにおけるナショナル・カリキュラムの実施とその評価」(『カリキュラム研究』第7号、98年、p.1)、石井由理「日本とイギリスのカリキュラム改革に関する一考察」(『国際基督教大学学報I-A教育研究』第40号、98年、p.121)、猪崎誠也「教育内容とその影響」(『教育学研究紀要』第44号第1部、98年、p.409)、富岡次郎「ナショナル・カリキュラム」(『イギリスにおける人種と教育』明石書店、98年、p.872)、柴田義松「イギリスのカリキュラム改革」(『教育課程』有斐閣、00年、p.43)参照。
- 3) The review of the national curriculum in England, The consultation materials, Quality and Curriculum Authority, 1999.

- 4) Time Educational Supplement, September 10, 1999, p.5.
- 5) なお、イギリスの教育課程基準を作成する制度は、後にフランスがモデルとするところともなった。その点につき、小野田正利訳「フランス・フォルー委員会報告書『学校のために』の21の提案」(『学校と地域社会との連携に関する国際比較研究 中間資料集(Ⅱ)』国立教育研究所、97年、p.220以下、p.225) 参照。なお、フランスの教育課程行政については、大津尚志「フランスの教育課程行政と教科書に関する研究」(『東京大学大学院教育学研究科教育行政学研究室紀要』第19号、00年、p.21) 参照。
- 6) A guide to the law for school governors: community schools, Department for Education and Employment, 2000, (www.dfes.gov.uk/governor/docs/community.pdf)
- 7) See, Assessment and reporting arrangements, Quality and Curriculum Authority, 2000, p.8.
- 8) さしあたり、鯨井俊彦「イギリスにおける教育課程改革のめざすもの」(『明星大学教育学紀要』第15号、00年、p.44以下、p.51) 参照。
- 9) 詳しくは、志水宏吉『変わりゆくイギリスの学校』東洋館出版社、94年、p.198、望田研吾『現代イギリスの中等教育改革の研究』九州大学出版会、96年、p.290、佐貫浩「ナショナル・テストとリーグテーブル」(『教育』第656号、00年、p.107) 参照。
- 10) イギリスの学校選択に関して、望田研吾「イギリスの公営学校における親の学校選択の問題」(『九州大学教育学部紀要(教育学部門)』第32集、86年、p.153)、望田研吾「イギリスにおける親の学校選択と1988年教育改革法」(『九州大学教育学部紀要(教育学部門)』第37集、91年、p.83)、同「イギリスの現代教育改革」(『教育と医学』第39巻第10号、91年、p.62)、黒田則宏「進行する戦後最大の教育改革」(『教育と情報』第406号、92年、p.10)、窪田眞二『父母の教育権研究』93年、亜紀書房、細金恒男「イギリスにおける教育の市場化」(『教育』第624号、98年、p.14)、児山正史「イギリスの学校選択」(『名古屋大学法政論集』第180号、99年、p.167)、大田直子『「学校選択」と不平等』(『学校事務』第51巻第8号、00年、p.6)、佐貫浩「学校査察(インスペクション)と学校選択」(『教育』第658号、00年、p.115) 参照。
- 11) 佐貫、前提論文註9)、p.110参照。
- 12) GCSE試験のためには、GCSE syllabusが作成される。なお、GCSE History Syllabus A 2000 (Oxford Cambridge and RSA Examinations) ではPaper1(試験時間2時間)に45%、Paper2(同1時間半)に30%、Courseworkに25%という配点となっている。
- 13) なお、カリキュラム改革の実情の一例の紹介として、安彦忠彦「イギリスの公立中等学校のカリキュラム改革の現状」(『名古屋大学教育学部紀要(教育学科)』第42巻第2号、95年、p.51) 参照。
- 14) 学校理事会に関して邦語文献としては、西川信廣「イギリスの学校理事会改革」(『大谷女子大学紀要』第28号第1輯、93年、p.57)、小松郁夫「学校改善と学校理事会の役割」(『学校経営』第44巻9号、99年、p.101)、佐貫浩「ガバナー(学校理事会)制度と学校経営の変容」(『教育』第657号、p.93) 参照。
- 15) See, R.Deem, K.J.Brehony, S.Heath, Active citizenship and the governing of schools, Open University Press, 1995, p.100.
- 16) J.Dean, The Effective School Governor, 2001, Routledge, p.24.
- 17) トピック学習について邦語文献としては、小松郁夫「イギリスにおけるクロス・カリキュラムはどのように行われているか」(『教職研修』第288号、96年、p.84)、野田敏孝「イギリスにおける社会化教育」(『海外の教育』第195号、96年、p.92)、木村浩「イギリスにおけるトピック学習の展開」、新井浅浩「イギリスにおける1988年教育改革法後の総合学習の展開」、沖清豪「イギリスにおける『トピック学習』の学習内容」(いずれも『新しいメディアに対応した教科書、教材に関する調査研究 平成10年度文部省調査研究委嘱』教科書研究センター、99年、p.139, p.151, p.160)、小澤周三「イギリス」(佐藤三郎編『世界の教育改革』東信堂、99年、p.91以下、p.109)、小松郁夫「カリキュラム改革と教授法」(『学校経営』第44巻第10号、99年、p.61)、稲垣忠彦「英国のトピック学習に学ぶこと」(『総合学習を創る』岩波書店、00年、p.77)、堀田龍也「イギリス」(『新しいメディアに対応した教科書、教材に関する調査研究 平成11年度文部省調査研究依頼』教科書研究センター、00年、p.170) 参照。
- 18) 以下の記述は、“Other Requirements” (www.nc.uk.net/about_nc.html,より入手) による。
- 19) イギリスの宗教教育を扱う邦語文献としては、柴沼晶子・新井浅浩「英国の1988年教育改革法後の宗教教育と人格教育」(『比較教育学研究』第12号、95年、p.145)、同「英国の1988年教育改革法後の公立学校における宗教教育と人格教育(PSE)に関する基礎的研究」(『敬和学園大学研究紀要』第5号、96年、p.203)、柴沼晶子代表『英国の1988年教育改革法後の宗教教育と人格教育に関する基礎的研究』科研費報告書、98年、小幡啓靖「英国の宗教教育行政の現状と課題」(『東京大学大学院教育学研究科教育行政学研究室紀要』第17号、98年、p.107) 等参照。
- 20) 2000年版歴史科ナショナル・カリキュラム (www.nc.uk.net/download/bHi.pdfより入手)
- 21) Learning across the National Curriculum,(www.nc.uk.net/about_nc.htmlより入手) なお、小松郁夫『「学校選択」と新『全国共通カリキュラム』』(『学校経営』第45巻第5号、00年、p.88) 参照。
- 22) なおこれは、森分孝治・戸田善治「全英共通カリキュラム・歴史コース」(『社会科教育論叢』第38集、91年、p.37.)に紹介、訳出されている。また、それに先立って公表された歴史作業グループの最終報告書について、現代イギリス教育改革研究部会「資料紹介：ナショナル・カリキュラム (National Curriculum) 歴史作業グループ最終報告書」(『早稲田教育評論』第5巻第1号、91年、p.167.) 参照。なお、戸田善治「イギリス／全英共通カリキュラムのその後を中心に」(『日本社会科教育学会1992(平成4年度)研究年報』p.39) 参照。
- 23) Department for Education, The National Curriculum, HMSO, 1995. なおこれは、戸田善治「イギリス」(『社会科系教科のカリキュラムの改善に関する研究』国立教育研究所、00年、p.49.)、富所隆治「イギリスの全国共通カリキュラム」(『群馬大学教育実践研究』第16号、99年、p.1) に紹介、訳出されている。なお、平子晶規「イギリスにおける『ナショナル・カリキュラム歴史』の動向」(『探求』第9号、98年、p.

- 13)、参照。それに先立つ改訂の動きについて、新井浅浩「イギリスにおける全国共通カリキュラムの改訂動向」(『学校と地域社会との連携に関する国際比較研究 中間報告書(Ⅰ)』国立教育研究所、96年、p.187)。なお、この時のナショナル・カリキュラムに対しての中野和光氏の「書評」がある。『カリキュラム研究』第9号、p.135)
- 24) 本稿ではその一部を資料として訳出している。
- 25) J.White, The road towards a worthwhile national curriculum in England and Wales 1944-1988-2000, (The UK-JAPAN Education Forum Monograph, 1998, no.3), p.7. なお改訂動向に関して邦語文献では、篠原康正「イギリス」(文部省『諸外国の教育の動き1999』00年、p.21以下、p.30)参照。
- 26) さしあたり、小澤周三「諸外国における学力問題：イギリスの場合」(『日本比較教育学会紀要』第12号、29)、佐貫浩「底辺階層の形成とリテラシー政策」(『教育』第661号、01年、p.116)、小松郁夫「基礎学力の重視と『クロス・カリキュラム』」(『学校経営』第44巻第11号、99年、p.89)参照。なお、須藤敏昭「日本・フランス・イギリスの学力問題」(『フランス教育学会紀要』第10号、98年、p.45)参照。
- 27) イギリスの授業実態について、さしあたり、志水前提書註9)、p.222以下参照。なお、イギリスの教育における、個人差への対応については、新井浅浩「人間の成長・発達と学校制度」(山下武編『現代教育への視座』八千代出版、94年、p.165)参照。
- 28) イギリスの教科書制度について邦語文献として、小澤周三「イギリスの教科書事情」(『教科書と教育』日本評論社、81年、p.277)、木村浩「イギリス」(『季刊教育法』第41号、81年、p.113)、同「教科書に関する制度」(教科書研究センター編『教科書からみた教育課程の国際比較1 総論編』ぎょうせい、84年、p.72)、同「イギリス」(『教科書の質的向上に関する総合的調査研究 研究成果報告書』教科書研究センター、91年、p.192)、木村浩・沖清豪「イギリス」(『教科書の体様とその教育効果に関する外国調査報告書』科研費報告書、99年、p.15)参照。なお、他に財団法人教科書研究センターが出版している海外視察報告書がある。そのうちイギリスに言及するものとしては、『海外教科書制度調査報告書』79年、p.172、『海外教科諸事情視察団報告書第1回、第5回、第6回』(77年、p.69、84年、p.7、85年、p.15)、『平成2年度海外教科書事情調査報告書』91年、p.9)
- 29) 「イギリス」(『諸外国における教科書制度及び教科書事情に関する調査研究報告書』教科書研究センター、00年、p.12)
- 30) 技術教科書のナショナル・カリキュラムによる影響を論じた文献として、柴田徹「ナショナル・カリキュラムの技術教科書内容への影響とその教育史的意味」(『産業教育学研究』第27巻第2号、97年、p.34)参照。
- 31) イギリスの歴史教科書を扱う邦語文献として、松尾正幸「諸外国の歴史教科書 イギリス」(『月刊歴史教育』第2巻第7号、80年、p.110)、阪上順夫「イギリス」(教科書研究センター編『教科書からみた教育課程の国際比較3 社会科編』ぎょうせい、84年、p.53、p.99)、戸田善治「イギリスにおける『実用主義』歴史教科書構成の論理(Ⅰ)」(『教育方法学研究』第18号、92年、p.101)、宮本繁雄「アメリカ、イギリスの社会科教科書にみる体様の特徴」(『これからの教科書における体様及び新しいメディアの対応のあり方』教科書研究センター、99年、p.61)、木村浩・沖清豪「イギリス」(藤村和男代表『学校教育における教科書の体様とその教育効果に関する調査研究』科研費報告書、00年、p.133)など参照。
- 32) Britain 1750-1900, Oxford University Press, 1993.
- 33) Britain 1750-1900, Heinemann, 1995.
- 34) From Workshop to Empire Britain 1750-1900, Stanley Thornes, 1995.
- 35) Minds and Machines Britain 1750-1900, Longman, 1999.
- 36) 長崎栄三「外国の学校教育における教科書の位置 イギリス」(『指導と評価』第38巻第9号、92年、p.36)参照。
- 37) 土屋武志「社会科教育における評価方法改善の視点」(『探求』第7号、96年、p.1)
- 38) 平子晶規、前提論文註23)、p.19、斎藤修「英国の歴史教育論争」(草光ほか編『英国をみる 歴史と社会』リポレポート、91年、p.97)参照。
- 39) 土屋武志「イギリス／思考力の本質とその評価への示唆」(『社会科教育研究 1997(平成9)年度 研究年報』98年、p.53)参照。
- 40) 前原健二「教育課程行政」(結城忠編『教育法規』明治図書、00年、p.220)
- 41) 勝野正章「草の根からのカリキュラム改革」(『人間と教育』第21号、99年、p.46以下、p.47)
- 42) 教育課程審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について(答申)の概要」98年(www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/kyouiku/toushin/980701.htmより入手)
- 43) 他教科等のナショナル・カリキュラムに言及する邦語文献として、イギリス教育省、安直哉訳『イギリスの全国共通国語科教育課程』発行者安直哉、93年、黒木哲徳「イギリスにおける数学教育改革の概要」(『福井大学教育学部紀要第IV部教育科学』第51号、96年、p.37)、井原巧「英国のナショナル・カリキュラムにおける現代外国語科の扱いについて(Ⅰ)」(『信州大学教育学部紀要』第88号、96年、p.67)、同「英国のナショナル・カリキュラムにおける現代外国語科の扱いについて(Ⅱ)」(『信州大学教育学部紀要』第89号、96年、p.47)、中井修・岩田一彦「イギリス『全国カリキュラム・地理(Geography in the National Curriculum)』の解題と全訳」(『社会科教育論叢』第43集、96年、p.41)、中井修「イギリスにおける『全国カリキュラム・地理』の展開」(『社会科研究』第47号、97年、p.31)、志村喬「イングランドにおける『ナショナル・カリキュラム地理』の改訂内容と改訂に対する評価」(『地理科学』第53巻第4号、98年、p.297)、村田昭治「イギリス」(『技術科教育カリキュラムの改善に関する研究』国立教育研究所、00年、p.29)、塩原麻里「英国ナショナルカリキュラム」(『音楽教育学』第28-3号、99年、p.46)、鈴木秀人、永島惇正「英国におけるナショナル・カリキュラム(体育)が学校体育カリキュラムの実際に及ぼしている影響に関する検討：通学制私立中等学校の事例研究」(『体育学研究』第45巻第5号、00年、p.632)、寺西和子「イギリスの『クロスカリキュラム』の検討」(『愛知教育大学研究報告(教育科学)』第47輯、98年、p.21)、山根栄次「イギリス・ナショナルカリキュラムにおける『経済・産業理解』教育の構造と論理」(『社会科研究』第50号、p.101)など参照。
- 44) www.nc.uk.net/download/bHi.pdf より入手